

秋田県告示第439号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

令和6年9月27日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1（1） 処分をした年月日
令和6年9月5日
- （2） 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
秋田奥羽電気工事
大仙市大曲福住町4番地8
佐 藤 渡
秋田県知事許可（般－4）第81749号
- （3） 処分の内容
電気工事業に係る一般建設業許可の取消し
- （4） 処分の原因となった事実
令和6年9月3日付けで電気工事業に係る廃業等の届出があった。
このことが建設業法第29条第1項第5号に該当する。
- 2（1） 処分をした年月日
令和6年9月12日
- （2） 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
有限会社木村電気
大仙市大曲飯田町8番地1
代表取締役 木 村 茂 信
秋田県知事許可（般－4）第60289号
- （3） 処分の内容
電気工事業及び消防施設工事業に係る一般建設業許可の取消し
- （4） 処分の原因となった事実
令和6年9月11日付けで電気工事業及び消防施設工事業に係る廃業等の届出があった。
このことが建設業法第29条第1項第5号に該当する。